豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、平成２９年３月に策定された豊前市観光振興計画に基づき、観光誘客に資するまちづくり活動を行う団体等（以下「実施主体」という。）に対し、豊前市補助金交付規則（昭和４３年規則第１０号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において観光まちづくり企画提案事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる実施主体は、次に掲げる要件を全て満たしていると市長が認める団体等とする。ただし、過去に補助金の交付を受けた団体等又はその実態が同一であると見なされる団体等は交付対象としない。

（１）豊前市内に活動拠点を有すること。

（２）代表者、活動体制、経理体制が明確であること。

（３）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

（４）豊前市暴力団排除条例（平成２２年条例第１５号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団でないこと。

（５）暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員が団体の構成員になっていないこと。

（６）暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体等でないこと。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める補助対象者が実施するもので、補助金の交付決定の日から年度内の期間において実施する次に掲げる要件を全て満たす事業とする。この場合において、交付決定前から当該年度に補助対象事業に着手する場合で着手前に第６条第２号に定める届出がなされたときは、補助対象事業とすることができる。

（１）豊前市観光振興計画の理念に適合し、観光誘客や交流機会の創出等、観光まちづくり推進において高い効果が見込まれる事業

（２）地域住民の自助努力を基本とするもので、オリジナリティ、創意工夫を有する事　　　業

（３）事業の目的、実施方法、実施スケジュール、資金計画が明確かつ適切であり、確実に実施できることが見込まれる事業

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象としない。

（１）専ら宣伝、関連商品等の販売を目的とする事業

（２）実費相当以上の参加料等の徴収を行う事業

（３）特定の個人又は団体の宣伝を目的とする事業

（４）宗教活動又は政治活動を目的とする事業

（５）その他収益を上げる目的を有すると市長が認めるもの

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

（１）補助対象事業に直接関わる人件費（アルバイトを含む。）

（２）講師及び専門家への謝礼（実施主体の構成員に対するものを除く。）及び旅費

（３）補助対象事業実施のために必要な旅費、交通費及び燃料費

（４）広告費及び印刷製本費

（５）消耗品費及び原材料費

（６）通信運搬費

（７）会場、車両等の賃料及び使用料

（８）保険料（火災、地震その他の災害の家屋に係るものを除く。）

（９）その他市長が必要と認める費用

２　前項の規定にかかわらず次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

（１）領収書等により実施主体が支払ったことが明確に確認できない経費

（２）補助対象事業に直接関係しない実施主体の運営に係る人件費

（３）補助対象事業に直接関係しない実施主体の経常的な運営に係る経費

（４）その他補助対象事業に直接関係しない経費及び市長が適正でないと認めた経費

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の支出総額から当該補助対象事業に係るその他の補助金、売上金、寄附金等の収入金額を控除した額の１０分の１０以内の額（その額に

１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、１事業につき１０万円を限度とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする実施主体（以下「交付希望団体」という。）は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金交付申請書（様式第１号）

（２）豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金交付決定前着手届（様式第１号の２。第８条に規定する交付決定より前に補助対象事業に着手するときに限る。）

（３）事業計画書（様式第２号）

（４）収支予算書（様式第３号）

（５）その他市長が必要と認める書類

（補助対象事業の選考）

第７条　補助対象事業の選考は、別に定める豊前市観光まちづくり企画提案事業選考要領に従い、豊前市観光振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て行うものとする。

（交付決定）

第８条　市長は、委員会の審査の結果を尊重し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、補助金を交付することが適当と認めたときは、豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）により、交付希望団体に通知するものとする。

３　原則として選考結果及び補助金交付の適否に対する異議の申立ては受け付けないものとする。

（事業内容の変更）

第９条　補助金の交付の決定を受けた実施主体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定後において、事業の内容を変更しようとするときは、豊前市観光まちづくり企画提案事業内容変更申請書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定により事業の内容の変更を承認したときは、豊前市観光まちづくり企画提案事業変更決定通知書（様式第７号）により、補助事業者に通知するものとする。

（事業の中止、廃止等）

第１０条　補助事業者は、補助対象事業の全てを中止又は廃止しようとするときは、豊前市観光まちづくり企画提案事業中止（廃止）届出書（様式第８号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して起算して３０日以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。この場合において、前条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときも、また同様とする。

（１）豊前市観光まちづくり企画提案事業実績報告書（様式第９号）

（２）事業報告書（様式第１０号）

（３）収支決算書（様式第１１号）

（４）経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等）

（５）本事業における広告物、印刷物等の成果品等

（６）その他市長が必要と認める書類

２　補助事業者は、補助対象事業の実施に係る書類、経費の収支に係る書類その他市長の定める書類を当該年度の終了後２年度間保存しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条第１項各号に掲げる書類を受理したときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金額確定通知書（様式第１２号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１３条　前条の規定により補助金額の確定を受けた補助事業者は、速やかに豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金請求書（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第１４条　補助事業者は、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金概算払請求書（様式１４号）

（２）その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定により、補助金の概算払を受けた補助対象事業は、第１１条に規定する書類を提出した日から７日以内に補助金の精算をしなければならない。

（補助金の交付決定等の取消し及び返還）

第１５条　市長は、補助事業者が次に掲げる事項に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を第４条に定める補助対象経費以外の用途で使用したとき。

（３）補助対象事業を市長の承認なく変更し、中止し、又は廃止したとき。

（４）補助金の交付の決定内容、その他法令に基づく命令に違反したとき。

（５）第１０条の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたとき。

２　市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年７月１日から施行する。